

公 募

任期付採用職員の選考採用の実施について

横浜税関では、下記のとおり、国家公務員の育児休業等に関する法律第7条の規定に基づく任期付採用職員を募集します。

記

1. 採用予定期間

令和8年7月1日から令和9年3月31日まで

2. 勤務地

よこはま新港合同庁舎（横浜市中区新港 1-6-1）

3. 業務内容

輸出入申告された貨物について提出書類を審査する事務、
申告内容と貨物が一致しているかを確認する事務等

4. 就業時間

9時00分～17時30分

※休憩時間 45分（12時15分～13時00分）

また、別途時間外勤務が月平均5時間程度あり

5. 採用人数

1名

6. 給与等について

身 分：国家公務員（一般職）

採用日から起算して6か月は条件付任用期間（試用期間）となります。

基 本 給：195,800円～268,300円程度（過去の職歴等の経験年数に応じて決定）

地域手当：31,328円～42,928円程度（基本給の16%を支給）

通勤手当：毎月150,000円を上限として支給

支 給 日：原則 毎月16日

賞 与：一定の条件を満たした場合、支給されます。

退職手当：一定の条件を満たした場合、国家公務員退職手当法が適用され支給されます。

休 日：土日、祝日、年末年始

年次休暇：年内10日（翌年に繰越可能） 翌年は5日と前年の繰越日数

服務規律：国家公務員法及び国家公務員倫理法等に基づき守秘義務や兼業制限などが適用されま
す。

7. 応募条件

- ・パソコン操作（ワード、エクセルによる入力作業等）を円滑にできる方

なお、次に該当する方は応募できませんのでご了承ください。

① 日本国籍を有しない者

② 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者

- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ロ 懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - ハ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ③ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

8. 選考方法

- 一次審査：書類選考（履歴書(写真貼付のもの)、職務経歴書及び作文による）
- 二次審査：面接

一次審査に係る結果は応募締切日以降に文書若しくは電話により通知します。
履歴書の写真は、申込日の前6ヵ月以内に撮影されたものを貼付してください。

9. 申し込み方法等

応募締め切り：令和8年6月5日（金）必着

作文、履歴書（写真貼付のもの）及び職務経歴書を下記10.の申し込み先に送付又は提出してください。また、履歴書の備考欄等に「任期付・合同庁舎」と記載をお願いします。

作文は「働く上での心構え」をテーマに、400字から800字程度で記載ください。

メールで提出する場合は、下記メールアドレス宛に送付してください。内容が確認でき次第、受付完了メールを送付いたします。受付完了メールが届かない場合は、お手数ですが下記電話番号にご連絡ください。

10. 申し込み先

〒231-8401

横浜市中区海岸通1-1 横浜税関 総務部 人事課 人事第1係

TEL 045-212-6020

Mail : yok-jinji-1@customs. go. jp

11. その他

- (1) 原則、車通勤は不可。
- (2) 面接等に係る交通費は支給しません。
- (3) 財務省共済組合員となります。

12. 個人情報の取扱い

採用に関し知り得た個人情報については、採用活動を目的として利用するものとし、その管理は「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」に基づき、適切に行います。

以上